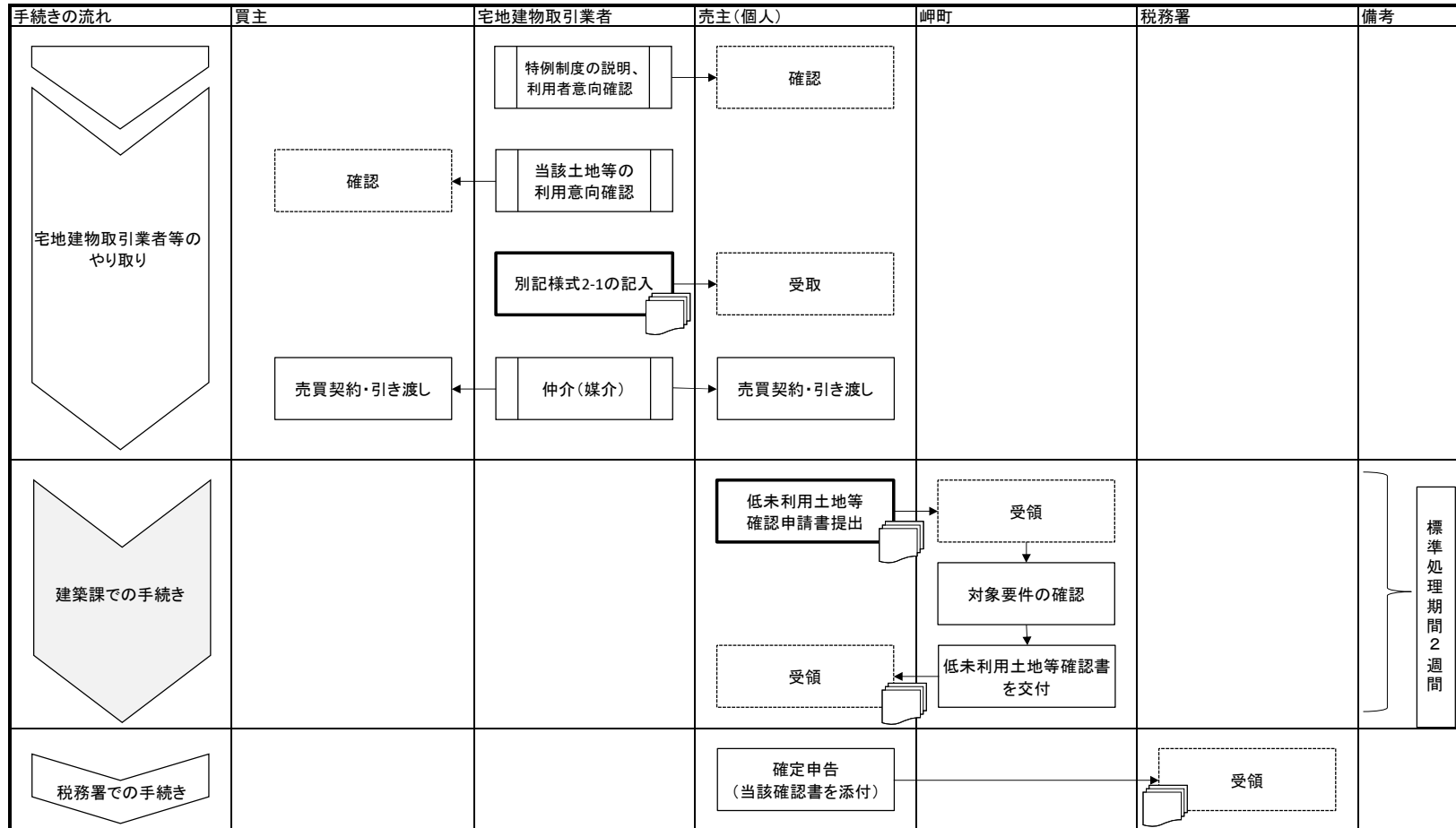


低未利用土地等確認書に関する手続きフロー図及び提出必要書類について
 (例: 宅地建物取引業者を介した取引の場合)



※令和2年7月1日から令和7年12月31日までに行われた低未利用土地等の譲渡に限る

【提出必要書類について】

- 低未利用土地等確認申請書(別記様式1-1)
- 付近見取図
- 売買契約書の写し
- 以下のいずれかの書類(※1)
 - ① 空き家バンクへの登録が確認できる書類
 - ② 宅地建物取引業者が、現況更地、空き家又は空き店舗である旨を表示した広告
 - ③ 電気、水道、又はガスの使用中止日が確認できる書類(使用中止日が売買契約よりも1ヶ月以上前であること)
 (支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細(最終の料金引き落とし日が分かるもの)等)
 - ④ その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類(別記様式1-2など)
- 別記様式2-1(宅地建物取引業者を介した場合)又は2-2(個人同士の譲渡の場合)
- 申請をする土地等に係る登記事項証明書

(※1) 申請のあった土地等が農地の場合は、農地法(昭和27年法第229号)第30条に基づく農業委員会による利用状況調査の結果、同法第32条第1項各号のいずれかに該当すること(現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと認められること又は農業上の利用の程度が周辺の地域に比して著しく劣っていると認められること)が確認されていることによっても、確認可能とする。

(※2) 別記様式2-1及び2-2を提出できない場合に限り、別記様式3(宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合)によっても確認可能とする。

【提出部数】

- 正本1部と副本1部
- ※副本は正本のコピーで構いません。